

平成21年度狂犬病予防注射日程表

期 日	時 間	場 所
4月14日 (火)	8:40~9:05	青田農構センター
	9:15~9:30	下樋梅原集会所
	9:40~10:00	岩根地区公民館
	10:10~10:20	上関下集会所
	10:30~10:50	荒井地区公民館
4月15日 (水)	11:00~11:15	五百川テニスコート
	8:45~9:05	仁井田地区公民館
	9:15~9:30	防災センター
	9:40~9:50	本宮10区集会所
	10:00~10:20	もとみや台(みどりの家)
4月16日 (木)	10:30~10:50	高木地区公民館
	8:45~9:25	糠沢分館
	9:35~10:00	和田分館
	10:10~10:30	長屋分館
	10:40~11:00	稲沢分館
4月17日 (金)	8:45~9:10	白沢総合支所
	9:20~9:50	白岩出張所
	10:00~10:15	松沢分館
4月19日 (日)	8:10~9:20	本宮市役所
	9:30~10:30	本宮市中央公民館
	10:40~11:00	老人憩いの家
	11:10~11:50	白沢総合支所

※今年度より一部会場の時間および場所が変更になっています。

- ◆問い合わせ先
 本宮市役所 生活安全課 環境保全係 ☎33-1111 (内線114)
 白沢総合支所 市民福祉課 生活環境係 ☎44-2111 (内線522)

■次の場合は予防注射を受ける前に、獣医師へ相談してください。
 ・犬が病気にかかっていると思われるとき
 ・予防注射でショックなどの副作用を起したことがある場合(発疹・じんましん・けいれん・よだれなども含む)
 ・妊娠初期または妊娠末期のとき
 ・1か月以内に他の予防注射を受けているとき

■新たに犬を飼った場合の新規登録も併せて行えます。
 ■犬の死亡や、飼い主が変わった場合にも届出が必要です。
 ▼料金
 注射代 3,100円
 注射料金 2,550円
 注射済票代 550円
 新規登録 3,000円

狂犬病予防注射を実施します

予防注射は飼い主の義務です

生後3か月以上の犬を飼っている人は、犬の登録と、年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。予防注射を次の日程で実施しますので、都合の良い会場でお受けください。

狂犬病って、どんな病気？

●感染するとどうなるの？

かまれた傷口から唾液中に含まれる狂犬病ウイルスが体内に侵入し感染します。

潜伏期間は、1か月から2か月といわれ、最初は、2日から10日間、風邪に似た症状がみられます。

その後、かまれた場所の痛み、知覚異常やけいれんが起ります。そして恐水症、恐風症、高熱、麻痺、運動失調、全身けいれんが起ります。

こうした症状が現れた2日から7日後に昏睡状態に陥り、やがて呼吸困難により死に至ります。

●もし、犬にかまれたら？

狂犬病ウイルスを持っている動物にかまれたあと、すぐに傷口を消毒し、急いでワクチンを接種することで、発症を防ぐことが可能です。犬にかまれた時は必ず病院に行ってください。

また、県北保健所食品衛生チーム(☎024-534-4305)、本宮市役所生活安全課(☎33-1111)または白沢総合支所市民福祉課(☎44-2111)に連絡してください。

●100%死亡する恐ろしい病気です

狂犬病は、発症すると、動物でも人でも100%死亡するといわれています。

昭和31年までは、日本の犬にもこの病気が流行しており、狂犬病に感染した犬にかまれて死亡した人が大勢いました。昭和32年以降は、国内の発生はありませんが、世界各地では毎年約5万人のひと、10数万頭以上の動物が狂犬病で死亡しています。

●未然に防ぐ方法は？

唯一の予防法が、狂犬病の予防接種をして発病を未然に防ぐことだけです。

諸外国との交流が盛んな現在、いつ狂犬病が日本に侵入するか予断を許さない状況にあります。世界的に見て、犬が感染源になるケースが圧倒的に多く、毎年1回、飼い犬に狂犬病の予防接種を受けておくことが、この恐ろしい病気を未然に防ぐ唯一の方法です。

住民異動の主な届出一覧表

届出の種類	届出期間	持参するもの
転入 (市内へ来られたとき)	転入した日から14日以内	・転出証明書 ・印鑑 ・国民健康保険証 ・後期高齢者医療被保険者証 など
転出 (市外へ出られるとき)	転出する前	・印鑑登録証 ・国民健康保険証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・住民基本台帳カード など
転居 (市内での異動のとき)	転居してから14日以内	・国民健康保険証 ・後期高齢者医療被保険者証 など
世帯主変更届 (世帯主を変えたいとき)	変更があった日から14日以内	・国民健康保険証 など

※転入・転出・転居などの届出の際、届出者の本人確認が必要になりますので、運転免許証やパスポートなど、顔写真付きの証明書をお持ちください。

- ◆問い合わせ先
 本宮市役所 市民課 市民窓口係 ☎33-1111
 白沢総合支所 市民福祉課 市民窓口係 ☎44-2111
 白岩出張所 ☎44-2211



愛犬の異動届も忘れずに!!

転勤などで住所が変わったときは、飼い犬の届け出も必要です。また、飼い犬が死亡したときやいなくなったときは、必ずご連絡をお願いします。

届出の種類	提出書類	金額	受付場所
犬を飼ったとき	犬の登録申請書	3,000円	本宮市役所 生活安全課 環境保全係 白沢総合支所 市民福祉課 生活環境係
犬が転入したとき	犬の登録事項変更届出書	無料(鑑札有) 3,000円(鑑札無)	
犬が市内転居したとき		無料	
飼主を変更したとき		無料	
犬が死亡したとき	犬の死亡届出書(電話連絡可)	無料	

- ◆問い合わせ先
 本宮市役所 生活安全課 環境保全係 ☎33-1111 (内線114)
 白沢総合支所 市民福祉課 生活環境係 ☎44-2111 (内線522)
 県北保健所 ☎024-534-4305

春の市内一斉美化運動 3月29日(日)午前6時~

市内一斉美化運動は、ごみのない快適な環境づくりを目的として、各町内会・行政区を中心に住宅周辺、公園、道路などの清掃活動にご協力をお願いしています。

なお、回収物は、資源物・焼却物・埋立物などに分別して、指定収集日に各地区のごみステーションに出すよう、ご協力をお願いします。(回収物は当日回収しません。)

小雨決行、荒天の場合は翌週4月5日(日)に延期となります。延期の場合は、防災行政無線によりお知らせいたします。



- ◆お問い合わせ先 生活安全課 環境保全係 (☎内線114)